

# 沖縄県立南部医療センター・こども医療センター 院内保育所運営業務 委託契約書(案)

沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院長 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの院内保育所運営業務について次のとおり契約を締結する。

## (総則)

第1条 乙は以下の沖縄県立南部医療センター・こども医療センター院内保育所運営業務(以下、「業務」という。)を別に定める仕様書に基づき行うものとする。

- (1) 通常保育運営業務
- (2) 病児・病後児保育運営業務
- (3) 一時預かり保育
- (4) 給食業務

2 乙は、前項の業務を誠実に履行し、甲は乙の業務履行に必要な協力を行う。

3 第1項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲乙協議の上、定める。

## (委託金額)

第2条 甲は、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの院内保育所運営業務を次の金額で乙に委託する。委託金額の総額は 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とし、月額額は 円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)とする。

(注)「取引に係る消費税額及び地方税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た金額である。

2 契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

3 契約期間中、入所児童数が増え、保育士の増員に伴う委託金額の変更が必要な場合は、甲乙協議してこれを定める。

## (委託料の請求)

第3条 乙は、前項の月額を翌月の7日までに仕様書で定める毎月の業務完了報告書とともに甲に請求し、甲は乙の適正かつ正当な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

## (契約期間)

第4条 契約期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

## (契約保証金)

第5条 この契約の保証金は 円とする。(または免除する。)

## (契約内容の遵守)

第6条 乙は、院内保育所運営業務にあたっては、別添仕様書の他、関係法令を遵守し、細心の注意を払い、周囲に迷惑のかからないよう配慮し、適正かつ迅速に処理しなければならない

(感染症対策)

第7条 乙は、従事者に対し仕様書で定める感染症について、ワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 業務の遂行上直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解約された後においても同様の取扱いとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償の責務)

第10条 この契約の履行に関して発生した損害については、乙が一切の責任を負うものとする。ただし、甲の原因による場合は、この限りではない。

(改善命令)

第11条 甲は、乙が実施する業務の内容又は管理運営が不相当と認めたときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(法令上の責任)

第12条 乙は、従事者に対する労働関係法、その他法令上の一切の責任を負うものとする。

2 甲は、必要と認めるときは、乙に対して前項の状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(権利義務の譲渡及び再委託の禁止)

第13条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、若しくは業務の処理を代行させてはならない。

2 乙は、甲が委託した業務の全部又は一部にかかわらず、第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲の書面による承認を得た場合は再委託することができるものとする。

3 前項で甲の承認を得て業務を第三者に再委託する場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が各号の一に該当する場合には、この契約を直ちに解除することができる。

(1) この契約に違反し、又は違反する恐れがあると認めたとき。

(2) この契約の締結又は履行にあたり、乙又はその代理人に不正の行為があったとき。

(3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。

(4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。

(5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。

(6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

(7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に

規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であるとき。

- (8) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して3か月前に通知しなければならない。
  - 3 第1項及び第2項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。
  - 4 甲または乙の何れかがこの契約に違反、その他信義に反する重大な事実があった場合は、他の当事者は書面による催告を行い、当該催告日より60日以内に当該違反が是正されなかったときは、直ちにこの契約を解除することができる。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第15条 乙は、この契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(履行不能の場合の措置)

第16条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

(予算の減額による契約の解除)

第17条 甲は、契約締結年度の翌年度以降において、当該契約の金額について県予算の減額又は削除があった場合は、当該契約の内容等を見直すことなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても乙と十分協議したうえで、当該契約を継続することが困難である場合に限り、当該契約を解除することができる。

(事務の引き継ぎ)

第18条 この契約が終了したとき、又は解除された場合は、乙は甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(契約外の事項)

第20条 この契約に疑義が生じた場合又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証する為、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南風原町字新川118-1  
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター  
院長名

乙